

○文部科学省令第十五号

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項及び第三項並びに大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第四条第三項、第五条第二項（同法第六条第二項において準用する場合を含む。）及び第十七条並びに独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第八条の三第二号及び第八条の四並びに大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）第三条第一項第二号の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

文部科学大臣 松本 洋平

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部改正）

第一条 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第二十三条の二 学資支給金の支給を受けようとする者に
係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号の
いずれかに該当する者（以下「選考対象者」という。）
について行うものとする。

一・二 「略」

三 確認大学等に在学する学生のうち次のいずれにも該
当しない者であつて、当該確認大学等の学長又は校長
の推薦を受けたもの

イ 「略」

ロ 高等学校等を初めて卒業又は修了した日の属する
年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に
入学した日（次の(1)又は(2)に掲げる者にあつては、
それぞれ(1)又は(2)に定める日とする。以下この号に
おいて同じ。）までの期間が二年（災害、傷病その他
のやむを得ない事由により、当該期間が二年を経
過するまでに確認大学等に入学することが困難であ
つたと認められる場合にあつては、四年）を経過し
た者

(1) 「略」

(2) 第四十二条第五号の入学をした者であつて、当
該入学前に在学していた確認大学等に在学しなく
なつた日から当該確認を受けた短期大学の認定専
攻科、高等専門学校等の認定専攻科又は専修学校の
適格専攻科に入学した日までの期間が一年を経過
していないもの 確認を受けた短期大学の認定専
攻科、高等専門学校等の認定専攻科又は専修学校の
適格専攻科への入学前に在学していた確認大学等
に入学した日

ハ 学校教育法施行規則第五十条第一号、第二号又
は第四号に該当する者となつた日の属する年度の翌
年度の末日からその在学する確認大学等に入学した
日までの期間が二年（災害、傷病その他のやむを得

改正前

第二十三条の二 学資支給金の支給を受けようとする者に
係る選考（以下単に「選考」という。）は、次の各号の
いずれかに該当する者（以下「選考対象者」という。）
について行うものとする。

一・二 「同上」

三 確認大学等に在学する学生のうち次のいずれにも該
当しない者であつて、当該確認大学等の学長又は校長
の推薦を受けたもの

イ 「同上」

ロ 高等学校等を初めて卒業又は修了した日の属する
年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に
入学した日（次の(1)又は(2)に掲げる者にあつては、
それぞれ(1)又は(2)に定める日とする。以下この号に
おいて同じ。）までの期間が二年を経過した者

(1) 「同上」

(2) 確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門
学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入
学した者であつて、当該入学前に在学していた確
認大学等に在学しなくなつた日から当該確認を受
けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定
専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した日ま
での期間が一年を経過していないもの 確認を受
けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定
専攻科又は専修学校の適格専攻科への入学前に在
学していた確認大学等に入学した日

ハ 学校教育法施行規則第五十条第一号、第二号又
は第四号に該当する者となつた日の属する年度の翌
年度の末日からその在学する確認大学等に入学した
日までの期間が二年を経過した者

ない事由により、当該期間が二年を経過するまでに確認大学等に入学することが困難であったと認められる場合にあっては、四年）を経過した者

二 認定試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格者となった日の属する年度の末日までの期間が五年（災害、傷病その他のやむを得ない事由により、当該期間が五年を経過するまでに認定試験合格者となることが困難であったと認められる場合にあっては、七年）を経過した者（機構確認者を除く。）

ホ 認定試験合格者となった日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年（災害、傷病その他のやむを得ない事由により、当該期間が二年を経過するまでに確認大学等に入学することが困難であったと認められる場合にあっては、四年）を経過した者

ヘ 認定試験受験資格取得年度の前年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が八年（災害、傷病その他のやむを得ない事由により、当該期間が八年を経過するまでに確認大学等に入学することが困難であったと認められる場合にあっては、十年）を経過した者

ト 学校教育法施行規則第五十条第六号（同令第八十三条において読み替えて適用する場合を含む。）に該当する者であつて、高等学校に在学しなかった日の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年（災害、傷病その他のやむを得ない事由により、当該期間が二年を経過するまでに確認大学等に入学することが困難であったと認められる場合にあっては、四年）を経過した

チ 学校教育法施行規則第五十条第七号（同令第八十三条において読み替えて適用する場合を含む。）に該当する者であつて、その在学する確認大学等に入学した日が二十歳（災害、傷病その他のやむを得ない事由により、二十歳に達した日までに確認大

二 認定試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格者となった日の属する年度の末日までの期間が五年を経過した者（機構確認者を除く。）

ホ 認定試験合格者となった日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過した者

「号の細分を加える。」

ト 学校教育法施行規則第五十条第六号（同令第八十三条において読み替えて適用する場合を含む。）に該当する者であつて、高等学校に在学しなかった日の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過したもの

チ 学校教育法施行規則第五十条第七号（同令第八十三条において読み替えて適用する場合を含む。）に該当する者であつて、その在学する確認大学等に入学した日が二十歳に達した日の属する年度の翌

年度の末日より後の日であるもの

学等に入学することが困難であったと認められる場合
合にあっては、二十二歳に達した日の属する年度の
翌年度の末日より後の日であるもの

2
5
4 「略」

(認定の効力の停止等)

第二十三条の十二 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。

一 八 「略」

九 確認大学等が、給付奨学生が求める学修の成果を修業年限で得ることが難しく、修業年限で卒業又は修了しないことを適当と認める場合において、給付奨学生認定の効力の停止について、当該給付奨学生から申出があったとき。

2 前各号に掲げる場合のほか、給付奨学生認定の効力の停止について、給付奨学生から申出があったとき。

給付奨学生であつて次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該給付奨学生認定の効力の停止が解除されるものとする。

一 八 「略」

九 前項第九号に該当する者 給付奨学生認定の効力の停止の日から、前項第三号の休学の期間を除き十二月を超えない範囲で確認大学等が定める期間を経過したとき。

十 前項第十号に該当する者 給付奨学生認定の効力の停止の解除について、給付奨学生から申出があったとき。

5 3
4 「略」

前項の規定により学資支給金の支給が停止された月から同項の規定により学資支給金の支給が再開された月の前月までの月数は、令第八条の三各号に定める月数に計算するものとする。ただし、第一項第三号(同号及び同

2
5
4 十 「同上」
「同上」

(認定の効力の停止等)

第二十三条の十二 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、給付奨学生認定の効力が停止されるものとする。

一 八 「同上」
「号を加える。」

九 前八号に掲げる場合のほか、給付奨学生認定の効力の停止について、給付奨学生から申出があったとき。

2 前項の規定により給付奨学生認定の効力が停止された給付奨学生であつて次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該給付奨学生認定の効力の停止が解除されるものとする。

一 八 「同上」
「号を加える。」

九 前項第九号に該当する者 給付奨学生認定の効力の停止の解除について、給付奨学生から申出があったとき。

十 前項第十号に該当する者 給付奨学生認定の効力の停止の解除について、給付奨学生から申出があったとき。

5 3
4 「同上」

前項の規定により学資支給金の支給が停止された月から同項の規定により学資支給金の支給が再開された月の前月までの月数は、令第八条の三各号に定める月数に計算するものとする。ただし、第一項第三号(同号及び同

項第四号のいづれにも該当するときを除く。又は同項第九号（同項第四号及び第九号のいづれにも該当するときを除く。）の規定により給付奨学生認定の効力が停止されたときは、当該通算をしないものとする。

（令第八条の三第二号の文部科学省令で定める者）
 第四十二条 令第八条の三第二号の文部科学省令で定める者は、過去に学資支給金を受けたことがある者のうち次の各号に掲げる者とする。

一 四 「略」

五 確認大学等に在学した者（確認を受けた大学、短期大学の認定専攻科、高等専門学校認定専攻科又は専修学校の専門課程（修業年限が四年以上のものに限る。）若しくは適格専攻科を卒業又は修了した者を除く。）で引き続き確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した者

別表 適格認定における学業成績の基準（第二十三条の二、第二十三条の六及び第二十三条の十関係）

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいづれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。） 一 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと（確認大学等が、給付奨学生が求める学修の成果を修業年限で得ることが難しく、修業年限で卒業又は修了しないことを適当と認められた場合を除く。）
停止	〔略〕
警告	〔略〕
備考	〔略〕

項第四号のいづれにも該当するときを除く。）の規定により給付奨学生認定の効力が停止されたときは、当該通算をしないものとする。

（令第八条の三第二号の文部科学省令で定める者）
 第四十二条 令第八条の三第二号の文部科学省令で定める者は、過去に学資支給金を受けたことがある者のうち次の各号に掲げる者とする。

一 四 「同上」

五 短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した者

別表 適格認定における学業成績の基準（第二十三条の二、第二十三条の六及び第二十三条の十関係）

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいづれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。） 一 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと
停止	〔同上〕
警告	〔同上〕
備考	〔同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第十条 減免認定を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれにも該当しない学生（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

一 「略」

二 高等学校又は高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程（次項第一号イにおいて「高等学校等」という。）を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学（高等専門学校の第四学年への進級を含む。以下同じ。）した日（次のイ又はロに掲げる者にあつては、それぞれイ又はロに定める日とする。以下この号において同じ。）までの期間が二年（災害、傷病その他のやむを得ない事由により、当該期間が二年を経過するまでに確認大学等に入学することが困難であつたと認められる場合にあっては、四年）を経過した者

イ 「略」

ロ 第二十条第五号の入学をした者であつて、当該入学前に在学していた確認大学等に在学しなくなった日から当該確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校等の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した日までの期間が一年を経過していないもの確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科への入学前に在学していた確認大学等に入学した日

三 学校教育法施行規則第一百五十一条第一号、第二号又は第四号に該当する者となつた日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年（災害、傷病その他のやむを得ない事由により、当該期間が二年を経過するまでに確認大学等に入学することが困難であつたと認められる場合にあ

改正前

第十条 減免認定を受けようとする者に係る選考は、次の各号のいずれにも該当しない学生（以下「選考対象者」という。）について行うものとする。

一 「同上」

二 高等学校又は高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）若しくは専修学校の高等課程（次項第一号イにおいて「高等学校等」という。）を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学（高等専門学校の第四学年への進級を含む。以下同じ。）した日（次のイ又はロに掲げる者にあつては、それぞれイ又はロに定める日とする。以下この号において同じ。）までの期間が二年を経過した者

イ 「同上」

ロ 確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校等の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した者であつて、当該入学前に在学していた確認大学等に在学しなくなった日から当該確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校等の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した日までの期間が一年を経過していないもの確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科への入学前に在学していた確認大学等に入学した日

三 学校教育法施行規則第一百五十一条第一号、第二号又は第四号に該当する者となつた日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過した者

該当する者であつて、その在学する確認大学等に入学した日が二十歳（災害、傷病その他のやむを得ない事由により、二十歳に達した日まで確認大学等に入学することが困難であつたと認められる場合にあっては、二十二歳）に達した日の属する年度の翌年度の末日より後の日であるもの

九・十 「略」
二〇七 「略」

（認定の効力の停止等）
第十八条 授業料等減免対象者が次のいずれかに該当するときは、減免認定又は減免変更認定の効力が停止されるものとする。

一〇 確認大学等が、授業料等減免対象者が求める学修の成果を修業年限で得ることが難しく、修業年限で卒業又は修了しないことを適当と認める場合において、減免認定又は減免変更認定の効力の停止について、授業料等減免対象者から申出があつたとき。

二 前項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力が停止された授業料等減免対象者であつて次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、減免認定又は減免変更認定の効力の停止が解除されるものとする。

一〇 前各号に掲げる場合のほか、減免認定又は減免変更認定の効力の停止について、授業料等減免対象者から申出があつたとき。

一〇 前項第十号に該当する者 減免認定又は減免変更認定の効力の停止の日から、前項第三号の休学の期間を除き十二月を超えない範囲で確認大学等が定める期間を経過したとき。

該当する者であつて、その在学する確認大学等に入学した日が二十歳に達した日の属する年度の翌年度の末日より後の日であるもの

八・九 「同上」
二〇七 「同上」

（認定の効力の停止等）
第十八条 授業料等減免対象者が次のいずれかに該当するときは、減免認定又は減免変更認定の効力が停止されるものとする。

一〇 前各号に掲げる場合のほか、減免認定又は減免変更認定の効力の停止について、授業料等減免対象者から申出があつたとき。

二 前項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力が停止された授業料等減免対象者であつて次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、減免認定又は減免変更認定の効力の停止が解除されるものとする。

一〇 前各号に掲げる場合のほか、減免認定又は減免変更認定の効力の停止について、授業料等減免対象者から申出があつたとき。

一〇 前項第十号に該当する者 減免認定又は減免変更認定の効力の停止の解除について、授業料等減免対象者から申出があつたとき。

<p>5 3 4 「略」</p> <p>前項の規定により授業料減免が停止された月から同項の規定により授業料減免が再開された月の前月までの月数は、施行令第三条第一項各号に定める月数に通算するものとする。ただし、第一項第三号（同号及び同項第四号のいずれにも該当するときを除く。）又は同項第九号（同項第四号及び第九号のいずれにも該当するときを除く。）の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されたときは、当該通算をしないものとする。</p> <p>（施行令第三条第一項第二号の文部科学省令で定める者）</p> <p>第二十条 施行令第三条第一項第二号の文部科学省令で定める者は、過去に授業料等減免を受けたことがある者のうち次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 四 「略」</p> <p>五 確認大学等に在学した者（確認を受けた大学、短期大学の認定専攻科、高等専門学校等の認定専攻科又は専修学校の専門課程（修業年限が四年以上のものに限る。）若しくは適格専攻科を卒業又は修了した者を除く。）で引き続き確認を受けた短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した者</p>	<p>5 3 4 「同上」</p> <p>前項の規定により授業料減免が停止された月から同項の規定により授業料減免が再開された月の前月までの月数は、施行令第三条第一項各号に定める月数に通算するものとする。ただし、第一項第三号（同号及び同項第四号のいずれにも該当するときを除く。）の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されたときは、当該通算をしないものとする。</p> <p>（施行令第三条第一項第二号の文部科学省令で定める者）</p> <p>第二十条 施行令第三条第一項第二号の文部科学省令で定める者は、過去に授業料等減免を受けたことがある者のうち次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 四 「同上」</p> <p>五 短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した者</p>
<p>別表第二 適格認定における学業成績の基準（第十条、第十二条及び第十五条関係）</p> <p>区分</p> <p>学業成績の基準</p> <p>廃止</p> <p>次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。</p> <p>一 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと（確認大学等が、授業料等減免対象者が求める学修の成果を修業年限で得ることが難しく、修業年限で卒業又は修了しないことを適</p>	<p>別表第二 適格認定における学業成績の基準（第十条、第十二条及び第十五条関係）</p> <p>区分</p> <p>学業成績の基準</p> <p>廃止</p> <p>次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。</p> <p>一 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。</p>

<p>5 3 4 「同上」</p> <p>前項の規定により授業料減免が停止された月から同項の規定により授業料減免が再開された月の前月までの月数は、施行令第三条第一項各号に定める月数に通算するものとする。ただし、第一項第三号（同号及び同項第四号のいずれにも該当するときを除く。）の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されたときは、当該通算をしないものとする。</p> <p>（施行令第三条第一項第二号の文部科学省令で定める者）</p> <p>第二十条 施行令第三条第一項第二号の文部科学省令で定める者は、過去に授業料等減免を受けたことがある者のうち次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 四 「同上」</p> <p>五 短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した者</p>	<p>5 3 4 「同上」</p> <p>前項の規定により授業料減免が停止された月から同項の規定により授業料減免が再開された月の前月までの月数は、施行令第三条第一項各号に定める月数に通算するものとする。ただし、第一項第三号（同号及び同項第四号のいずれにも該当するときを除く。）の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されたときは、当該通算をしないものとする。</p> <p>（施行令第三条第一項第二号の文部科学省令で定める者）</p> <p>第二十条 施行令第三条第一項第二号の文部科学省令で定める者は、過去に授業料等減免を受けたことがある者のうち次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 四 「同上」</p> <p>五 短期大学の認定専攻科、高等専門学校の認定専攻科又は専修学校の適格専攻科に入学した者</p>
<p>別表第二 適格認定における学業成績の基準（第十条、第十二条及び第十五条関係）</p> <p>区分</p> <p>学業成績の基準</p> <p>廃止</p> <p>次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。</p> <p>一 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。</p>	<p>別表第二 適格認定における学業成績の基準（第十条、第十二条及び第十五条関係）</p> <p>区分</p> <p>学業成績の基準</p> <p>廃止</p> <p>次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。</p> <p>一 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。</p>

備考	表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	停止	二 四	当と認めた場合を除く。 「略」。
		警告	「略」	「略」
		備考	「略」	
備考		停止	二 四	「同上」
		警告	「同上」	「同上」
		備考	「同上」	

様式第1号

年 月 日

殿

[設置者の名称]

[代表者の役職]

[代表者の氏名]

大学等における修学の支援に関する法律第3条第1項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・専門学校)
大学等の所在地	
学長又は校長の氏名	
設置者の名称	
設置者の主たる事務所の所在地	
設置者の代表者の氏名	
申請書を公表する予定のホームページアドレス	

※ 以下のいずれかの□にレ点 (☑) を付けて下さい。

- 確認申請
大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第1項に基づき確認申請書を提出します。
- 更新確認申請書の提出
大学等における修学の支援に関する法律施行規則第5条第3項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点 (☑) を付けて下さい。

- この申請書 (添付書類を含む。) の記載内容は、事実と相違ありません。
- 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律 (以下「大学等修学支援法」という。) に基づき、基準を満たす学生を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。
- 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取

り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

- 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第3条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号			
第2号の1			
第2号の2			
第2号の3			
第2号の4			

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点 (☑) を付けた上で、これらの書類を添付してください。(設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。)

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事(役員)名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料

その他

- 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

附 則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。